

## 寄付をして頂いた法人に対する税制優遇

### 法人税

法人税について、法人が支出する寄付金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。

このとき、公益法人に対する寄付については、一般寄付金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。

詳細につきましては税理士とご相談ください。

#### 公益法人への寄付金の特別損金算入限度額

$(\text{所得金額の}6.25\% + \text{資本金等の額の}0.375\%) \times 1/2$



一般寄付金の損金算入限度額  
(上記の限度額を超えた分を含む)

### 日本山岳会の目的（定款第3条）

本会は、山岳に関する研究並びに知識の普及及び健全な登山指導、奨励をなし、あわせて会員相互の連絡懇親をはかるとともに、登山を通じてあまねく体育、文化及び自然愛護の精神の高揚をはかることを目的とする。

上記目的を達成するための次の事業を進めています。

#### ① 登山振興事業

各地における登山教室、雪崩講習会の実施など

#### ② 山岳研究調査事業

上高地山岳研究所、小規模水力発電の研究など

#### ③ 山岳環境保全事業

各地における森づくり、山岳環境保全活動など

## 寄付のお申込みについて

寄付をいただける場合は下記までご連絡ください。  
申し込み書と振込用紙をお送りいたします。寄付金の振り込みは郵便振替をご利用ください。専用払込取扱票をご利用の場合、手数料は無料になります。

### 郵便振替口座

口座記号：00180-4

口座番号：764707

名称：日本山岳会寄付口座(ニホンサンガクカイキフコウザ)

### 他銀行から振り込む場合

金融機関名：ゆうちょ銀行(ゆうちょぎんこう)

店名(店番)：〇一九(ゼロイチキュウ)店

預金種目：当座

口座番号：0764707

名称：日本山岳会寄付口座(ニホンサンガクカイキフコウザ)

ご入金確認後、税制優遇に必要な書類をお送りします。



FOUNDED 1905

### 事務取扱時間

月・火・木曜日	10時～20時
水・金曜日	13時～20時
第1・第3・第5土曜日	10時～18時
第2・第4土曜日	閉室

## 公益社団法人 日本山岳会

〒102-0081 東京都千代田区四番町5番4

e-mail : jac-room@jac.or.jp

TEL : 03-3261-4433 FAX : 03-3261-4441

<http://www.jac.or.jp>

山への  
ご支援を  
お願いします。

## 寄付金の使途について

当会は日本で最初に創立された山岳会として、当初より、日本の登山文化の発展に尽くしてまいりました。

皆様方から賜りました寄付金は、こうした目的のため有効に使わせていただいております。

当会には全国に32の支部があり、それぞれの地域で指導的な活動しております。ご寄付の使途を特定の支部に限定される場合、或は、使途を指定される場合はお申し込みの際に、お伝えください。

### 寄付金の使途例

#### 山岳環境保全事業の推進

各地における森づくり、登山道の整備など

#### 青少年のための公開講座

安全登山普及講習会、シンポジウム開催など

#### 登山振興事業

国内▶海外への登山情報提供、登山教室開講など



## 税制優遇について

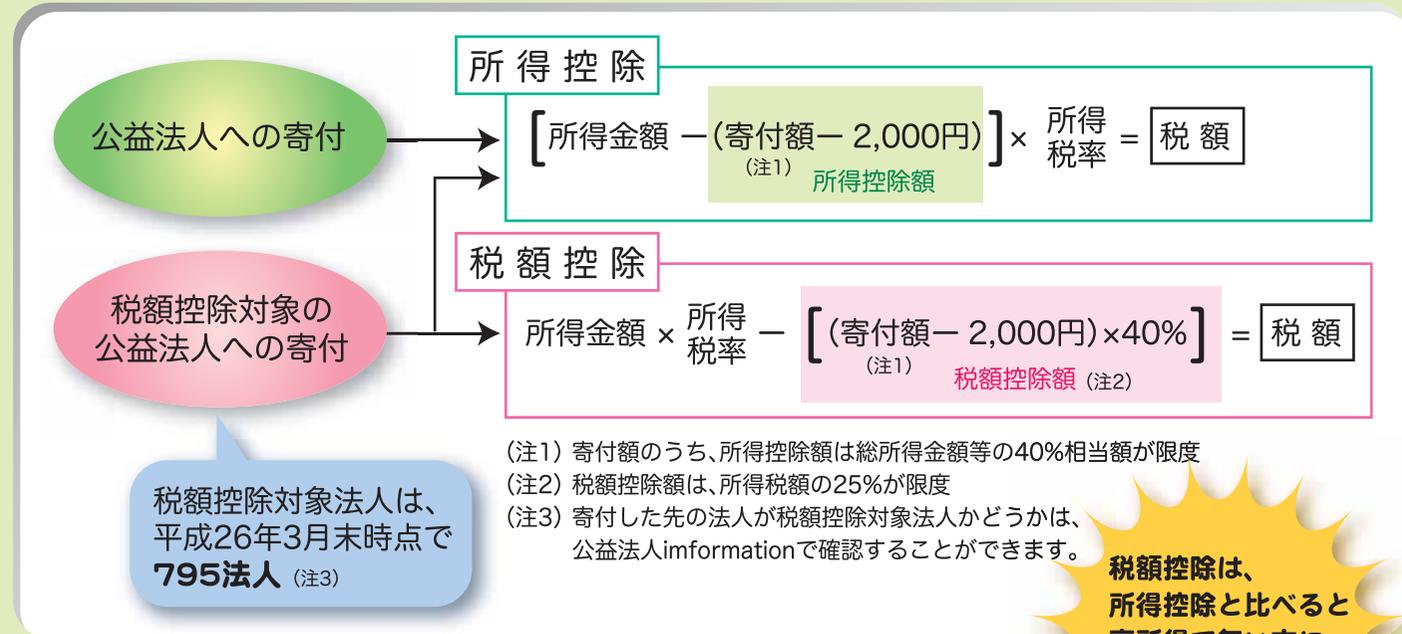
当会は公益社団法人として国の認可を受けており、当会へのご寄付は税制上の優遇措置が受けられます。また、相続、遺贈によって得た財産の一部をご寄付いただいた場合も、相続税の課税対象から除外されます。ご寄付は現金ばかりでなく、土地・建物などの不動産も広くお受けしております。

※一部の地方自治体では、個人住民税が寄付金控除の対象となっています。

# 日本山岳会に寄付をして頂いた個人に対する税制優遇

## 所得税

当会へのご寄付は、寄付金控除として「所得控除」か「税額控除」のいずれか有利な方式を選択し、寄付金控除を受けることができます。



## 相続税

相続税について、個人が相続財産を公益法人に贈与した場合、非課税となります。

ご寄付いただきました際には、領収証を差し上げますので、税務申告時にこれを添付してご提出ください。

## 個人住民税

個人住民税について、都道府県又は市区町村が条例により指定した寄付金(公益法人に対する寄付金等)は、以下の金額が個人住民税の額から控除されます(税額控除)。

- ア 都道府県が条例指定…(寄付金額-2,000円)×4%
- イ 市区町村が条例指定…(寄付金額-2,000円)×6%  
⇒重複指定であれば…(寄付金額-2,000円)×10%

対象となる自治体についてはそれぞれの条例で定められており全国一律ではないのでご注意ください。